

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスからの報告

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター

たかはし まこと
高橋 真人

1. はじめに

筆者が IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス（AO オフィス）のディレクターを引き継いで 1 年が経過した。ステークホルダーの皆様を支えられて AO オフィスは徐々にその活動の幅を広げている。本稿では、2019 年 4 月末までの 1 年間の AO オフィスの活動を総括する。文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

2. テクニカル業務

• 3つの目標

AO オフィスは、3つの目標を掲げて活動している。すなわち、(1)日本国内における IFRS の

適用支援、(2)アジア・オセアニア地域における関係機関との連携、(3)国際会計基準審議会（IASB）のテクニカル業務の支援である。この中で、この 1 年で特筆すべき進展があったのは(3)の IASB のテクニカル業務の支援である。この 1 年の間に、AO オフィスのテクニカルスタッフは IASB テクニカルチームに完全に組み込まれ、現在は、ロンドンにいるスタッフと共に、様々なテクニカルプロジェクトに取り組んでいる。

• AO オフィスが関与したプロジェクト

この 1 年で AO オフィスのテクニカルスタッフが関与した IASB のテクニカルプロジェクトは表 1 のとおりである。1 年間にこれだけ多くのプロジェクトに関与したのは AO オフィス開設以来初めてであり、スタッフを称賛したい。

表 1 AO オフィスが関与したプロジェクト

プロジェクト名	スタッフ	プロジェクト全体の目的・概要・現在のステージ	AO オフィスが関与した部分・関与した時期
負債の分類	鈴木	IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における負債の長短分類について、既出の問題点を解決するための修正を行うことを目的とする。2019 年の基準最終化に向けて、公開草案に対するフィードバックの検討・議論がなされている。	2018 年 3 月の概念フレームワーク改定を受け、検討が再開された後から関与している。要検討事項やテクニカルスタッフからの提案をまとめて IASB 会議で発表し、ボードメンバーから意見を収集する役割を担っている。

資本の特徴を有する金融商品	鈴木	IAS 第 32 号「金融商品：表示」における負債と資本の分類について、既存の問題点を解決するための修正を行うことを目的とする。現在、ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックの検討・議論がなされている。	ディスカッション・ペーパー草案に対するボードメンバーからの意見のとりまとめから関与している。現在は、2018 年 6 月公表のディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを整理し、分析結果をまとめる作業を実施している。
アジェンダ決定のメンテナンス	鈴木	IFRS 解釈指針委員会が過去に公表したアジェンダ決定を整理し、継続して IFRS 財団のウェブサイトや注釈付 IFRS 基準書に記載すべきか削除すべきかの検討を行っている。	2018 年 3 月以降、過去十数年にわたって公表されたアジェンダ決定につき、ウェブサイト及び基準書への記載の有無を確認し、記載の要否について分析を実施している。
概念フレームワークへの参照の更新 (IFRS 第 3 号)	田邊	2018 年の概念フレームワークの改訂により、旧概念フレームワークを参照する IFRS 第 3 号「企業結合」を更新すると、取得企業の事業取得時の会計処理に変更が生じる可能性が認識された。現在の実務へ影響が生じない方法で IFRS 第 3 号の概念フレームワークへの参照を更新するための検討を行っている。	2018 年 2 月以降、AO オフィスが主体となって取り組む。主な作業は、ステークホルダー (ASAF、監査法人) への意見聴取 (2018 年 6 月～10 月)、IASB 会議の審議に向けた準備及び発表 (2018 年 11 月、同 12 月)、公開草案の準備 (2018 年 12 月～現在) である。
のれんと減損	田邊	IFRS 第 3 号「企業結合」及び IAS 第 36 号「資産の減損」の適用後レビューの結果、企業結合に関する開示の充実、のれんの減損テストの見直しを検討することになった。2019 年中のディスカッション・ペーパー公表に向けて審議中。	2018 年 10 月、ASBJ 協力の下、企業結合開示に関する日本企業へのアウトリーチ (意見聴取) を実施。2019 年 2 月、英主要企業の開示実績を対象として、無形資産の償却費用と代替的業績指標 (APM) の調整項目との関連性を調査した。
引当金	田邊	IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正プロジェクトは概念フレームワーク改訂を待って中断していた。現在は、修正プロジェクトを再始動すべきかどうかの検討、及び修正すべき論点の絞り込み検討を行っている。	IAS 第 37 号の修正による影響の事前調査として、IFRS 基準全体を対象として、新旧概念フレームワークの負債の定義を引用・参照している箇所、及び IAS 第 37 号以外で IAS 第 37 号を引用・参照している箇所を洗い出し、集約する作業を担当した (2019 年 1 月)。
基本財務諸表	田邊	業績指標の多様化により特に財務業績計算書の比較可能性が低下していることを受け、IFRS 基準で新たな開示指標を定めようとするプロジェクト。2019 年中にディスカッション・ペーパー若しくは公開草案を公表する予定。	日本の IFRS 適用企業全社を対象として、財務業績計算書において「営業利益」をどのように定義し、表示しているかを調査する業務を AO オフィスが引き受けて実施した (2018 年 12 月)。

リース	鈴木・田邊	新基準の IFRS 第 16 号「リース」が 2019 年から強制適用となる。IASB は新基準の適用支援を様々な形で行っており、当基準もその対象である。	強制適用前に IFRS 第 16 号の適用実態を把握するため、2018 年度以前に IFRS 第 16 号を早期適用した企業を対象に、移行措置オプションの選択状況、及び各開示要求規定に対応する実際の開示状況を調査した。
子会社である中小企業	鈴木・田邊	他の企業の子会社に該当する中小企業において、IFRS 基準に基づく認識及び測定を適用しつつ中小企業向け IFRS 基準に基づく開示が許容され得るかの検討を目的とする。現在、各基準における開示の差異分析を行っている。	2019 年 4 月以降、政府補助金及び減損に関する IFRS 基準と中小企業向け IFRS 基準についての差異分析を実施している。
共通支配下の企業結合	鈴木・田邊	現行の IFRS 基準では明示されていない共通支配下の企業結合における会計処理について、基準上どのような要件とするかの検討を目的とする。現在、対象取引をどのように処理すべきか検討を行っている。	全世界において 2018 年 1 月～2019 年 3 月の間に公表された IFRS 財務諸表を検索し、該当企業が実際に適用している会計処理及び開示内容を調査している。
IFRS タクソノミ	鈴木・田邊	財務諸表作成者と利用者間のコミュニケーション促進を目指して、年次で IFRS タクソノミは改善されている。IFRS 基準等における表示・開示の要求事項に加え、共通の報告実務を適時・正確に反映することを目的としている。	2019 年 5 月以降、IFRS タクソノミの利用有無に基づくデータの正確性分析、IFRS タクソノミが提供する科目以外で各企業が一般に使用している科目の調査、開示事例の傾向分析等を担当している。

• 日本人スタッフの活躍

AO オフィスには、2014 年 7 月以降 2 名のテクニカルスタッフが常駐している。いずれも大手監査法人の公認会計士で、任期は 2 年となっている。現職の鈴木邦宜氏と田邊紗緒里氏は、2018 年 7 月から出向している。また、ロンドンの IASB テクニカルチームには、企業会計基準委員会 (ASBJ) から出向している公認会計士が 3 名常駐している。日本人スタッフに対する IASB の評価は総じて高い。日本の会計プロフェッションの質の高さを示すものだと思う。

• AO テクニカルスタッフの増員

業務拡大に伴い、AO オフィスでは、テクニカルスタッフの増員を検討している。また、現職 2 名の任期は 2020 年 7 月である。IFRS の基準設定業務に興味のある方はご検討いただけるとありがたい。

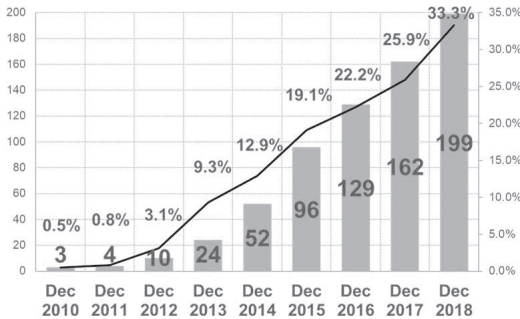
3. 日本国内の状況

• 日本の IFRS 任意適用企業の推移

表 2 は、日本における IFRS 任意適用企業数とその時価総額比率の推移である。IFRS 任意

適用企業は2018年12月末時点で199社となり、2019年4月末時点では200社を超えている。

表2 日本のIFRS任意適用企業の推移

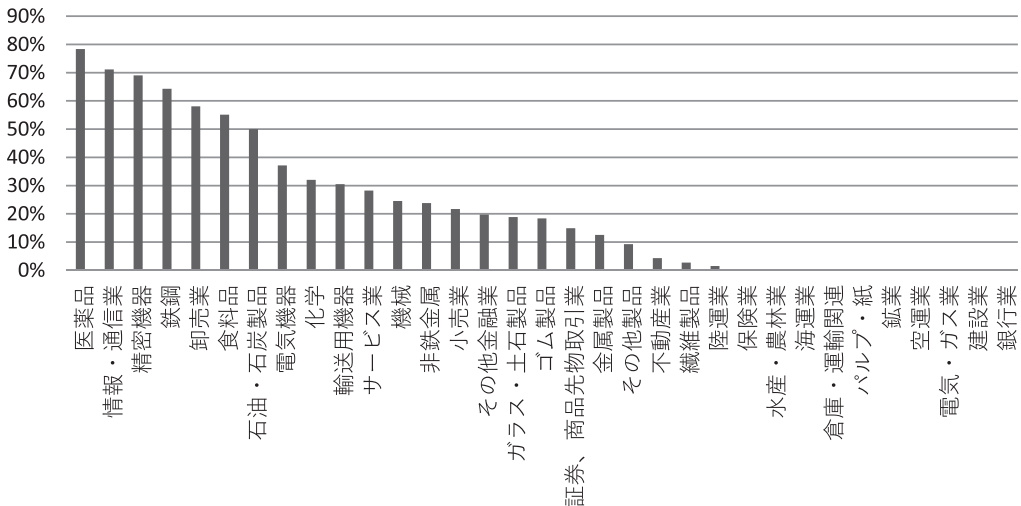


（出典：金融庁資料から筆者作成）

●業種別IFRS任意適用企業割合

表3は、2018年12月末時点の業種別のIFRS任意適用企業割合である。％は、企業数ではなく、時価総額の割合を示している。左から、医薬品、情報・通信業、精密機器等はIFRSへの移行がかなり進んでいる。一方、右から9業種にはIFRS任意適用企業はまだ1社もない。上場企業全体では、200社、時価総額の3分の1がIFRSに移行済であるが、業種別に見るとばらつきがあることがわかる。2019年2月、トヨタがIFRSへの移行を検討中であることを表明した。三十数社あった米国会計基準適用企業は現在十数社まで減少している。

表3 業種別IFRS任意適用企業割合



（出典：金融庁資料から筆者作成）

●日本からのIFRS財団各組織への参画

2019年4月末現在、日本からIFRS財団の主な組織に参画されている方々は表4のとおりである。この1年の間に現職に就任されたのは、トラスティーの増一行氏（2019年1月に岡田譲治氏と交代）、IFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）の熊谷五郎氏（2018年7月から新規に就任）、IFRS諮問会議（IFRS-AC）の井

口譲二氏（2019年1月に熊谷五郎氏と交代）である。このほか、2018年10月に会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の改選があり、ASBJは、アジア・オセアニア枠の中でメンバーに再任された。この1年の間に、日本はIFRS-ICのポストを復活し、それ以外のポストは従前どおり維持した。

表 4 日本からの IFRS 財団各組織への参画者

組織	参画者 (敬称略)
モニタリングボード	金融庁 (氷見野良三)
トラスティー (副議長)	佐藤隆文
トラスティー	増一行
IASB 理事	鷺地隆継
IFRS 解釈指針委員会 (IFRS-IC)	熊谷五郎
会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)	ASBJ (小賀坂敦)
IFRS 諮問会議 (IFRS-AC)	経団連 (石原秀威)
IFRS 諮問会議 (IFRS-AC)	アナ協 (井口譲二)
世界作成者フォーラム (GPF)	常原二郎
世界作成者フォーラム (GPF)	谷口岩昭
資本市場諮問委員会 (CMAC)	熊谷五郎
IFRS タクソノミ 諮問グループ (ITCG)	三井千絵

・鈴木理加氏の IASB 理事就任

2019 年 7 月に鷺地隆継氏に代わり、鈴木理加氏が IASB 理事に就任する。鈴木氏は、現在、PwC あらたの品質管理本部アカウンティング・サポート部の IFRS リーダーで、ASBJ の収益認識専門委員会、IFRS 適用課題対応専門委員会の委員を歴任した。

4. アジア・オセアニア地域の状況

・地域の会計基準設定主体とのネットワーク

この 1 年の間に、ASBJ のご協力を得て、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体とのネットワーク作りを進めた。筆者は、2018 年 10 月に韓国・釜山で開催された日中韓三か国会計基準設定主体会議、2018 年 11 月にシンガポールで開催されたアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) の年次総会にオブザーバーとして参加した。AO オフィスには、韓国、オーストラリアの会計基準設定主体の議長が来訪した。

表 5 アジア・オセアニア地域における IFRS 使用国

	IFRS Required			Permitted	Others	
AO	Afghanistan Armenia Australia Azerbaijan Bangladesh Bhutan Brunei Cambodia Taiwan	Fiji Georgia Hong Kong Kazakhstan Korea Malaysia Maldives Mongolia Myanmar	Nepal New Zealand Pakistan Papua New Guinea Philippines Singapore Sri Lanka	Japan Timor-Leste Uzbekistan	China India Indonesia Macau Thailand Vietnam	
	25 (74%)			3	6	34
Europe	43 (98%)			1	0	44
Africa	36 (95%)			1	1	38
ME	13 (100%)			0	0	13
Americas	27 (73%)			8	2	37
Total	144 (87%)			13	9	166

(出典：IFRS 財団資料から筆者作成)

• アジア・オセアニア地域における IFRS の使用状況

表5は、世界166か国におけるIFRSの使用状況を示している。表は、左から順に、強制適用国、任意適用国、その他（自国基準強制適用国）となっている。アジア・オセアニア地域では、34か国のうち25か国（74%）がIFRSを強制適用している。この74%という数値は、高いようにも思えるが、他の地域に比べると低い（米州を除く）。また、アジア・オセアニア地域にはその他（自国基準強制適用国）が6か国もあり、その中に中国、インドが含まれる。インドネシアはコンバージェンスを、タイは強制適用を、ベトナムは任意適用をそれぞれ検討中とされている。アジア・オセアニア地域は、多様性の高さが際立っている。

• アジア・オセアニア地域における AO オフィスの役割

IFRSの採用に関しては、各国それぞれに事情があり、基本的に各国の判断を見守るしかない。また、IFRSの基準設定プロセスへの関与

に関しては、AOSSGが地域横断的な役割を果たしている。今後、AOオフィスの役割として重要になるのは、この地域におけるIFRSの一貫性のある適用の推進であろう。IFRSの正しい運用を監視するのは一義的には各国の規制当局であるが、これを支援することは、IFRSブランドの信頼を維持する上でIFRS財団自身の役割でもある。

5. おわりに

令和の時代に入った。5月にハンス・フーガーホーストIASB議長が来日し、日本の主要ステークホルダーと意見交換する予定である。のれんと減損はIASBで継続審議中であるが、年内にはディスカッション・ペーパーが出る。4月からASBJ委員長が小賀坂敦氏に代わり、7月からIASB理事が鈴木理加氏に代わる。新時代の幕開けに日本でIFRSが大きく前進することを期待したい。